



# 国民健康保険のページ

保健福祉課 国民健康保険係  
内線 133・134

## 問い合わせ

### 年齢や収入によって負担割合が違つてきます

国民健康保険の自己負担には、左記の3つの区分があります。  
70歳以上の人には「高齢受給者証」を交付しますので、保険証と一緒に医療機関に提出してください。



## こんなとき、給付があれば安心です

突然の病気やけが、子どもが生まれたときなどに、高額な医療費が必要になります。  
そんなとき国民健康保険に加入している人は、さまざまな給付を受けることができます。  
今回は、この給付について紹介します。



※一定以上所得者は2割

- 1 急病などでやむをえず保険証を持たずに治療を受けたとき
- 2 不慮の事故などで国保を扱っていない医療機関で治療を受けたとき
- 3 輸血のため、生血代がかかったとき
- 4 医師が治療上必要と認められたコルセットなどの補装具代がかかったとき
- 5 骨折やねんざなどで、国保を扱っていない柔道整復師（接骨院など）の施術を受けたとき
- 6 医師の指示で、はり・灸・マッサージなどの施術を受けたとき
- 7 海外滞在中にけがや病気で治療を受けたとき

\*住民税非課税世帯等の人には、「標準負担額減額認定証」を交付しています。この認定証がないと、病院の窓口での減額は受けられません。  
入院したときは、国民健康保険係に申請してください。



### 申請すると払い戻しをしてくれるって本当？

次の場合には、一時的に全額自己負担となります。申請すると、自己負担分を除いた額（自己負担割合が3割の場合）が後で本人に支給されます。

### 入院したときの食事代はどれくらいかかります？

入院したときの食事代は1日780円を負担するだけで、残りは国保が負担します。住民税非課税世帯等は、申請するとさらに自己負担額が減額されます。

- 受領委任で負担が少なくなります
- 該当者に通知します
- ③ 入院したときの自己負担はどうなります？

重病や大けがなどで入院したときの医療費は高額となります。申請して認められれば、自己負担限度額を超えた分が「高額療養費」として後から支給されます。  
自己負担限度額は下の表のとおりです。詳細については、国民健康保険係までお問い合わせください。

## 70歳未満の場合

1ヶ月の自己負担限度額（カッコ内は4回目以降の限度額）

区分	自己負担限度額（外来+入院）	
一般世帯	72,300円	+ 1%※ (40,200円)
上位所得者	139,800円	+ 1%※ (77,700円)
住民税非課税世帯	35,400円	(24,600円)

※医療費が、一般は241,000円、上位所得者は466,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算。

### 計算例（一般世帯の場合）

Aさん かかった医療費：100万円  
窓口での支払額：30万円（3割）

○自己負担限度額は……

$$72,300 \text{ 円} + (1,000,000 \text{ 円} - 241,000 \text{ 円}) \times 1\% = 79,890 \text{ 円}$$

窓口での支払額	-	自己負担限度額	=	高額療養費
300,000円	-	79,890円	=	220,110円

※このほかにも、同じ世帯で該当者が複数いたり、高額の治療を長期間続けるなどは、計算方法が異なります。詳しくは、国民健康保険係にお問い合わせください。

## 70歳以上の場合

1ヶ月の自己負担限度額（カッコ内は4回目以降の限度額）

区分	自己負担限度額（外来+入院）	
	外来(個人ごと)	
一般世帯	12,000円	40,200円
一定以上所得者	40,200円	72,300円+1%※(40,200円)
低所得者II	8,000円	24,600円
低所得者I		15,000円

※医療費が361,500円を超えた場合は、超えた分の1%を加算。

### 計算例（一般世帯の場合）

おじいさん かかった医療費：10万円  
(外来) 窓口での支払額：1万円（1割）

おばあさん かかった医療費：35万円  
(入院) 窓口での支払額：3万5千円（1割）

窓口での支払額	-	自己負担限度額	=	高額療養費
おじいさん 10,000円	-	おばあさん 35,000円	=	40,200円
合計 45,000円				4,800円

※このほかにも、同じ世帯で該当者が複数いたり、高額の治療を長期間続けるなどは、計算方法が異なります。詳しくは、国民健康保険係にお問い合わせください。



### ほかにもこんな給付があります

#### ④ 加入者が出産したとき

加入者が出産したとき、「出産育児一時金」として30万円を支給します。

#### ⑤ ほかにもこんな給付があります

加入者が亡くなつたとき、「葬祭費」をして5万円を支給します。

#### ○人間ドック・脳ドックを受けるとき

35歳以上の国保加入者で、国保税を滞納していない人が対象です。国保から2万5千円を助成します。現在、申込みを受け付けています。

#### ○重病人を運ぶとき

重病人の入院や転院などの移送に費用がかかるとき、申請し認められた場合に「移送費」を支給します。

#### ○加入者が亡くなつたとき

加入者が亡くなつたとき、「葬祭費」をして5万円を支給します。